

議案第20号

石岡市民会館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市民会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、市民会館の使用料を改正するため。

石岡市民会館条例の一部を改正する条例

石岡市民会館条例（平成17年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

市民会館ホール使用料

（単位：円）

区分		午前 9:00～ 12:30	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日
入場料を徴収しない場合	平日	7,700	11,000	15,400	30,800
	土 日 祝日	11,000	16,500	23,100	46,200
入場料を徴収する場合	平日	14,300	20,900	28,600	57,200
	土 日 祝日	20,900	31,900	42,900	85,800

備考

- 1 使用時間がこの表の区分による時間を超える場合は、22時以降24時以前については夜間、0時以降9時以前については午前、その他の場合については超過時間の属する午前、午後、夜間の区分とする。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、使用者が不特定多数の者に会員券等を有料で頒布する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 200円未満のときは、規定使用料の5割増
 - (2) 200円以上のときは、規定使用料の10割増

別表第2（第6条関係）

市民会館会議室等使用料

（単位：円）

管理棟					オーデトリウム棟				
室名等	面積	午前	午後	夜間	室名等	面積	午前	午後	夜間
第1会議室	72m ²	1,100	1,210	1,430	第1化粧室	25m ²	330	380	440
第2会議室	90m ²	1,650	1,870	2,200	第2化粧室	11m ²	220	260	330
第3会議室	73m ²	1,100	1,210	1,430	控室	12m ²	220	260	330
第4会議室	59m ²	770	880	990	ステージ	150m ²	3,850	4,400	4,950
第5会議室	59m ²	770	880	990	ホワイエ	96m ²	1,650	1,870	2,200

第6会議室	60m ²	770	880	990	映写技師控室	18m ²	330	380	440
着付化粧室	14m ²	330	380	440	2階ホール	96m ²	1,100	1,210	1,430
エントランス・ホール	144m ²	1,100	1,210	1,430	オーケストラ・ピット		2,200	2,420	2,860

備考

- 1 午前、午後及び夜間の時間の区分は、別表第1と同様とする。
- 2 会議室等を営利宣伝その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は、規定使用料の10割増とする。この場合において、使用者が本市に住所を有しない者（本市に事務所又は事業所を有しない法人団体を含む。）であるときは、上記によって算定した使用料の5割増とする。
- 3 別表第1備考の規定は、別表第2においても同様とする。

別表第3（第6条関係）

市民会館附帯設備，備品等使用料（1回当たり）

（単位：円）

設備名		金額		摘要
拡声装置	拡声装置	1式	3,300	マイク及びマイクスタンド1本を含む。
	ダイナミックマイクロホン	1本	550	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,650	
	エレベーター装置	1基	550	
	レコードプレイヤー	1台	1,100	
	テープレコーダー	1台	1,100	カセットデッキ又はオープンデッキ
	CDプレイヤー	1台	1,100	
	ステージスピーカー	1組	550	
	音響効果器	1台	1,100	エコーマシン
	演壇（拡声装置付）	1台	1,650	
舞台器具	音響反射板	1式	3,300	
	演壇	1式	550	
	指揮台	1台	220	
	譜面台	1台	220	
	松羽目	1式	1,100	
	金屏風	1式	1,650	
	山台	1式	2,750	平台，箱足等は，1個につき50円
	緋毛せん	1枚	110	
	映写機（16mm）	1台	5,500	2KW
	スクリーン	1式	1,100	

	ピアノ	1台	5,500	
	スモークマシン	1台	2,200	
	ジョーゼット幕	1式	1,100	
	地がすり	1枚	550	
	スライド映写機	1台	550	
	フロアーマット	1式	550	
照明器具	フットライト	1列	770	60W×72灯
	第一ボーダーライト	1列	1,100	150W×72灯
	第二ボーダーライト	1列	1,100	150W×63灯
	アッパーホリゾントライト	1列	2,200	500W×45灯
	ローアホリゾントライト	1列	1,100	200W×63灯
	シーリングライト	1台	440	1.5KW×18台
	サスペンションライト	1台	330	1KW×30台
	サスペンションライト	1台	220	500W×10台
	フロントサイドスポットライト	1台	330	1KW×18台
	ステージスポットライト	1台	330	1KW×15台
	フットスポットライト	1台	220	500W×6台
	オーロラマシン	1台	1,100	
	エフェクトマシン	1式	1,100	
	ミラーボール	1台	1,100	
	ストロボスコープ	1式	1,100	
	オーバーヘッドマシン	1式	1,100	
	センタースポットライト	1台	2,200	クセノン2KW
その他	コンセント	1箇所	330	
	定置外イス	1脚	30	
	定置外テーブル	1台	50	
	パネル	1枚	110	
	持込電源	1KW	330	
	プラステートカラー	1枚	実費	
	映写機(16mm移動型)	1台	2,200	500W
	スクリーン(移動型)	1基	550	
	ビデオ付テレビ	1式	2,200	
	浴室	1室	550	
	ワイヤレス拡声装置	1台	1,100	マイク1本付
	ワイヤレス拡声装置	1台	1,650	マイク2本付

備考 1回とは、別表第1に掲げる午前、午後、夜間のうちいずれかの時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

附 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。